

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課徴収に関する事務のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 車両台帳情報、7. 課税情報	
記録範囲	軽自動車税納税義務者	
記録情報の収集方法	軽自動車検査協会等からの申告書資料、納税義務者からの軽自動車税申告書資料、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	地方税共同機構（軽 JNKS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北広島町役場総務課	
	（所在地）広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	納付台帳情報ファイル	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の口座振替を管理するため	
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、科目、金融機関コード、金融機関名称、口座番号、口座名義人、口座種別、申請日、開始日、廃止日	
記録範囲	口座振替登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人等から提出された届出書による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	北広島町指定金融機関及び収納代理金融機関（本・支店）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北広島町役場総務課	
	（所在地）広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険賦課台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 続柄、7. 賦課台帳情報、8. 世帯員情報、9. 課税情報	
記録範囲	国民健康保険加入者	
記録情報の収集方法	本人から提出された国民健康保険に関する届出書・申請書、住民基本台帳、町県民税情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人住民税課税台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町県民税の賦課徴収に関する事務のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 国籍、7. 続柄、8. 事業所名称、9. 課税台帳情報、10. 世帯情報、11. 扶養情報、12. 課税情報	
記録範囲	町民全員・住登外登録者及びその扶養者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの町県民税申告書資料、税務署からの確定申告書資料、給与支払者からの給与支払報告書、公的年金等の支払者からの公的年金等支払報告書、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北広島町役場総務課	
	（所在地）広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	号（マニュアル処理フ ァイル）
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	町県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町県民税の申告受付に関する事務のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 国籍、7. 続柄、8. 所得情報、9. 控除情報、10. 世帯情報、11. 扶養情報、12. 税額情報、	
記録範囲	町民全員・住登外登録者及びその扶養者	
記録情報の収集方法	納税義務者からの町県民税申告書資料、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	法人台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人住民税の管理に関する事務のため	
記録項目	1. 法人名称、2. 本店住所、3. 代表者、4. 支店名称、 5. 支店住所、6. 電話番号、7. 法人基本情報	
記録範囲	法人町民税納税義務者	
記録情報の収集方法	法人または税理士から提出された法人異動届及び法人町民税申告書、県税事務所等からの課税標準額等通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	号（マニュアル処理フ ァイル）
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	法人住民税課税台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人住民税の申告納税管理関する事務のため	
記録項目	1. 法人名称、2. 所在地、3. 事業年度、4. 法人区分、 5. 申告情報	
記録範囲	法人町民税納税義務者	
記録情報の収集方法	法人または税理士から提出された法人異動届及び法人町民税申告書、県税事務所等からの課税標準額等通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	号（マニュアル処理フ ァイル）
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療賦課台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料賦課に関する事務のため	
記録項目	1. 被保険者番号・管理番号、2. 氏名、3. 生年月日、 4. 性別、5. 住所、6. 適用・取得年月日7. 保険料情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、町県民税情報、後期高齢者広域連合情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	後期高齢者広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家屋台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	家屋に関する固定資産税賦課業務のため	
記録項目	1. 所有者氏名、2. 所有者住所、3. 所在地番、4. 家屋番号、5. 家屋種類・構造、6. 屋根の種類、7. 建築年月日、8. 登記年月日、9. 階層、10. 新築・増築区分、11. 戸数、12. 床面積、13. 評価額	
記録範囲	家屋評価を行ったもの	
記録情報の収集方法	登記済通知書・職員の調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳ファイル	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税課税台帳の記録及び管理のため	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 固定資産所在地番、4. 地目、5. 住宅用地特例の別、6. 地積、7. 課税・非課税の別、8. 共有持分、9. 特例の別、10. 評価額、11. 宅地按分の別、12. 負担水準、13. 課税標準額、14. 減税額、15. 税額、16. 家屋番号、17. 家屋種類・構造、18. 屋根の別、19. 階数、20. 建築年、21. 新築・増築区分、22. 床面積	
記録範囲	北広島町に固定資産を所有するもの	
記録情報の収集方法	登記済通知書・職員の調査による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	号（マニュアル処理フ ァイル）
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	償却資産申告書
行政機関等の名称	北広島町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課
個人情報ファイルの利用目的	償却資産に関する課税根拠のため
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 屋号、5. 個人番号・法人番号、6. 事業種目、7. 事業開始年月、8. 係名・担当者名・電話番号、9. 税理士名・電話番号、10. 短縮耐用年数の承認、11. 増加償却の届出、12. 非課税該当資産、13. 課税標準の特例、14. 特別償却又は圧縮記帳、15. 税務会計上の償却方法、17. 資産の所在地、18. 借用資産、19. 資産の種類、20. 名称、21. 数量、22取得年月、23. 取得金額、24. 耐用年数、25. 増加・減少事由
記録範囲	北広島町で事業を行っているもの
記録情報の収集方法	事業者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	徴収簿ファイル	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の収納を管理するため	
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、調定年度、賦課年度、科目、収納年月日、納付書番号、調定額、収納額、過誤納額、未納額、納期未到来額、	
記録範囲	納付すべき税を有するもの	
記録情報の収集方法	消込を行った納付（納入）データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北広島町役場総務課	
	（所在地）広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	納付管理簿情報ファイル	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の納付状況、折衝記録の管理、滞納処分をするため	
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、世帯、年度、科目、納付書番号、期別、過誤納額、未納額、滞納処分状況、収納年月日、納期限、納税義務者名、交渉記録、分納、納期未到来額、延滞金、収納履歴、財産、時効、猶予	
記録範囲	納付すべき税を有するもの	
記録情報の収集方法	国税徴収法第 141条に基づく調査、地方税法第20条の11による協力要請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課	
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	号（マニュアル処理フ ァイル）
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概 要	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	